

# 国際卓越研究大学制度について



# 国際卓越研究大学の 将来像 (イメージ)

大学ファンドによる支援を通じて、  
日本の大学が目指す将来の姿

- 世界最高水準の研究環境（待遇、研究設備、サポート体制等）で、世界トップクラスの人材が結集
- 英語と日本語を共通言語として、海外トップ大学と日常的に連携している世界標準の教育研究環境
- 授業料が免除され、生活費の支給も受け、思う存分、研究しながら、博士号を取得可能



# アドバイザーボードにおける審査の経過について

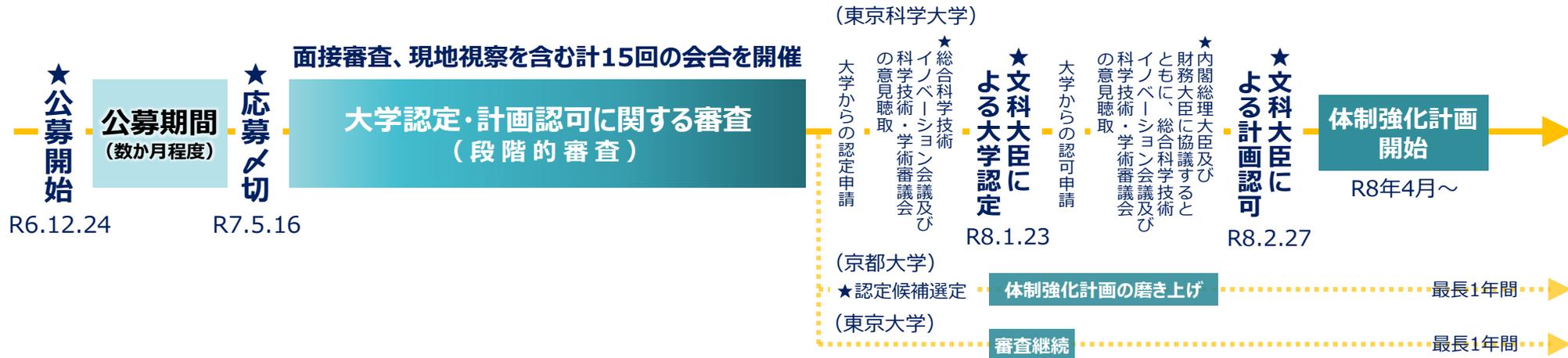
## 1. 審査の経過

国際卓越研究大学の選定に係る第2期公募では、申請のあった8大学について、書面審査や国内外のレビュアーの意見に加えて、大学側との丁寧な対話を実施する方針のもと、**8大学に対して面接審査**を実施。さらに研究現場の状況等を把握するため、**6大学の現地視察**を実施。これらの審査も踏まえ、**東京科学大学について、国際卓越研究大学の認定及び計画の認可の水準を満たし得るとの結論（令和7年12月公表※1）**。

※1: 京都大学については、認定候補として、最長で1年間、体制強化計画案の磨き上げを実施した上で計画を開始。加えて、東京科学大学については、最長で1年間、審査を継続し、その上で採否を判断。



アドバイザーボード第1回会合



## 2. 認定・認可について（東京科学大学）

国際卓越研究大学法に基づき、東京科学大学の認定について、総合科学技術イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣が認定（令和8年1月）。その後、東京科学大学が体制強化計画を文部科学大臣に提出し、意見聴取等の手続きを経て、文部科学大臣が認可（令和8年2月）。

# 大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の公募・選定について

## 1. 公募・選定のポイント

**判断** これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「**変革**」への**意思(ビジョン)とコミットメントの提示**に基づき実施。

**大学数** 制度の趣旨を踏まえ、認定及び認可される大学は無制限に拡大するものではなく、**数校程度に限定**。また、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に認定及び認可を行う。

**要件** 制度の趣旨や大学の負担も考慮し、大学認定と計画認可の審査プロセスを一体的に実施。

1. **国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力**

2. **実効性高く、意欲的な事業・財務戦略**

3. **自律と責任のあるガバナンス体制**

**審査体制** 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制（アドバイザーボード）を構築。

**段階的審査** 審査においては、**研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施**（書面や面接による審査だけでなく、**現地視察、体制強化計画の磨き上げ**など多様な手段により審査を実施）。



## 2. 第2期公募のスケジュール

令和7年6月～ アドバイザーボード 書面審査、総括審議、面接審査（全8大学）、現地視察（6大学）、面接審査、総括審議

12月 第2期公募の審査状況を公表

- ・東京科学大学は令和8年4月から体制強化計画開始
- ・京都大学は認定候補として最長で1年間、体制強化計画案の磨き上げ
- ・東京大学は最長で1年間、審査継続

令和8年1月 CSTI及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣が東京科学大学を国際卓越研究大学に認定

2月 その後、東京科学大学が体制強化計画を文部科学大臣に提出し、意見聴取等の手続きを経て、文部科学大臣が認可

令和8年4月～ 東京科学大学の体制強化計画開始



# 国際卓越研究大学の認定等に関する審査体制について

## 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

有識者議員等のうち、数名が参加

## 文部科学省 科学技術・学術審議会

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

大学研究力強化部会の委員等のうち、数名が参加

## 国際卓越研究大学 アドバイザリーボード



## 審査事務局（文部科学省）

①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

②実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

③自律と責任のあるガバナンス体制

国内外のレビュアー



内閣府

連携

情報提供

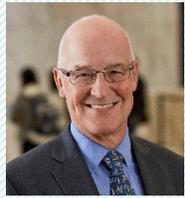
NISTEP

（参考）国際卓越研究大学法に基づく基本方針（抜粋）

### 3 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取

科学技術・イノベーション政策における国際卓越研究大学制度の重要性に鑑み、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の認定に当たり、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととされている。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえらるよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとする。

# アドバイザーボードの構成員について



ニューヨーク大学 名誉学長、元ニューヨーク大学 学長、元オクスフォード大学 学長、元イェール大学 プロボスト  
President Emeritus, New York University.  
Former President, New York University / Former Vice-Chancellor, University of Oxford / Former Provost, Yale University.

**アンドリュー・D・ハミルトン/Andrew D. Hamilton**



シンガポール科学技術研究庁長官他、元シンガポール国立大学 学長  
Permanent Secretary (National Research and Development) / Permanent Secretary (Public Sector Science and Technology Policy and Plans Office), Prime Minister's Office / Chairman, Agency for Science, Technology and Research / Chairman, MOH Office for Healthcare Transformation / Former President, National University of Singapore

**タン・チョー・チュアン/Tan Chorh Chuan**



内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 議員  
(一社)産業競争力懇談会 エグゼクティブアドバイザー  
Executive Member, Council for Science, Technology and Innovation  
Executive Adviser, Council on Competitiveness-Nippon

**梶原 ゆみ子/Kajiwara Yumiko**



内閣府本府参与 (科学技術・イノベーション担当)  
Special Advisor Science, Technology and Innovation Cabinet Office,  
Government of Japan

**上山 隆大/Ueyama Takahiro**



フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長 グループCEO  
CEO, Future Co.

**金丸 恭文/Kanemaru Yasufumi**



ウィルトン・ストラテジー社CEO  
元UCバークレー 副学長、元シンガポール国立大学 副学長  
CEO, Wilton Strategy Inc.  
Former Vice President, University of California, Berkeley / Former Vice President, National University of Singapore

**ジョン・ウィルトン/John Wilton**



大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長  
国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長  
President, National Institutes of Natural Sciences  
Director, Center for Research and Development Strategy

**川合 真紀/Kawai Maki**



NTT Research, Inc. Physics & Informatics Laboratories (PHI Lab)所長、スタンフォード大学名誉教授、国立情報学研究所名誉教授  
Director of Physics & Informatics Laboratories, NTT Research / Professor (emeritus), Stanford University / Professor (emeritus), National Institute of Informatics

**山本 喜久/Yamamoto Yoshihisa**



東北大学 総長特別顧問  
経済産業省 特別顧問 (科学技術担当)  
Executive Adviser, Tohoku University  
Special Advisor on Science and Technology to the Ministry of Economy, Trade and Industry

**大野 英男/Ohno Hideo**



福島国際研究教育機構 理事長、元金沢大学 学長  
President, Fukushima Institute for Research, Education and Innovation  
Former President, Kanazawa University

**山崎 光悦/Yamazaki Koetsu**



NTT株式会社 相談役  
(一社)日本経済団体連合会・デジタルエコノミー推進委員会委員長  
Executive Advisor, Nippon Telegraph and Telephone Corporation (NTT)  
Chair of the Committee on Digital Economy, Japan Business Federation (Keidanren)

**篠原 弘道/Shinohara Hiromichi**

### (3. 申請概要・申請内容に対するアドバイザーボード意見 (東京科学大学))

- 研究分野・組織等の壁を越える抜本的改革を目指し、大学統合のモメンタムも活かして執行部のリーダーシップのもと全学的に検討された計画であるとともに、研究・教育体制の抜本的な改革に向けたビジョンが大学全体で共有されている点について高く評価できる。構成員の総力を結集するとともに、データ共有を含めあらゆる側面で大学統合の効果を更に発揮させ、大学ファンドの助成金も活用し迅速な改革を実現することで、医工融合を推進力として世界トップレベルの新たな研究大学モデルが創出されることを期待したい。
- ディシプリン横断型の研究教育組織である「Visionary Initiative (VI)」の導入により大学統合によるシナジーを更に高めることが期待されるが、VIの戦略的な実施にあたっては、外部からの資金調達等の財務基盤の継続性を確立するとともに、これまで日本の産業構造を背景として産業界からのニーズも踏まえ、高度な人材を輩出してきた大学の特色も活かしながら進めることを期待する。そのため、VIの実施や関連する大学運営については、アドバイザーボードとの対話も進めながら、実効性をもって計画を進めることを強く期待する。
- また、CFOの下、執行部の事業・財務戦略の意思決定の考え方や、保有する土地の活用、VIの導入を通じた産学連携の推進、寄付金獲得体制の強化、海外のディープテックエコシステムとの連携など計画の詳細が明確である点が確認できた。計画の履行にあたり、教員への給与・報酬の設定など必要となる具体的な制度設計を行い、計画を実施することを期待する。
- 大学統合を背景に医工連携の強力な推進を掲げた計画であり、日本の新しい大学のモデルとなることが期待される。特に、臨床と研究に携わる時間の管理などを含めた臨床系教員の研究時間確保策については野心的な計画であり、着実に実現できるよう、執行部のリーダーシップのもとで、工夫しながら進める必要がある。また、医歯学分野の強みを活かし、医療ビッグデータの利活用等を目指す意欲的な試みを実現していくことを強く期待する。
- 上述の下線の事項については関連するKPIが既に体制強化計画上に設定されているため、令和8年4月からの体制強化計画の開始以降に進捗を確認すべき事項として、通常のマイルストーン評価に加え、計画初年度内及び3年度内に、アドバイザーボードとして厳格なモニタリング（評価結果を踏まえ、支援継続の可否や支援額の見直しの判断もあり得る。）や助言を実施することで、計画の確実な実行を促すことが適当である。その際、具体的な制度設計を行うとしている教員への給与・報酬の設定の状況についても、併せて確認する。

#### 申請概要

東京科学大学は、大学統合のモメンタムを活かした全学改革により医工連携を含む異分野融合のビジョン駆動型研究・教育体制へ迅速に転換し、世界最高水準の研究・教育を実現する。世界に開かれた大学としてパートナーとエコシステムを共創し、科学の力による課題解決を通して社会的インパクトを生み、善き未来を創造する。

**(国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等)**

- 第五条 国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする次項第二号イからホまでに掲げる事業の実施に関する計画（以下この条において「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。
- 2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標
  - 二 前号の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期
    - イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実
    - ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動
    - ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材（二において「技術者等」という。）の確保
    - ニ 技術者等の育成に資する活動
    - ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実
  - 三 前号イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
  - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 文部科学大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。
- 一 基本方針に適合するものであること。
  - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。
- 4 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 文部科学大臣は、第一項の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならない。
- 6 第一項の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。
- 8 認可設置者は、第一項の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画（第六項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。）に従い、第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施しなければならない。

**(国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項)**

第五条 法第五条第二項第二号ハの文部科学省令で定める人材は、次に掲げる者とする。

- 一 研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者（研究開発の補助を行う人材を含む。）
- 二 研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者
- 三 前二号に掲げる者のほか、大学の運営に必要な資金の確保に関する業務に従事する者及び研究事務者

2 法第五条第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間
- 二 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間終了後に持続的に研究及び研究成果の活用のための体制の強化を行うための体制の整備及び財源の確保に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、研究及び研究成果の活用のための体制の強化に当たり留意する事項